

Ⅳ 生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、行旅病人及び行旅死亡人に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

1 生活保護

(1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の 8 種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、山武郡管内の九十九里町、横芝光町、芝山町について、生活保護の実施機関として、業務を行っている。

(2) 管内の保護動向

ア 被保護世帯・人員・保護率

被保護世帯については平成 26 年度（410 世帯）、平成 27 年度（443 世帯）、平成 28 年度（470 世帯）と過去 3 年間で増加し続けている。同様に、被保護人員も平成 26 年度（523 人）平成 27 年度（569 人）、平成 28 年度（604 人）と増加している。保護率も年々上昇している。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 人	被保護世帯数 世帯	被保護人員 人	保護率 ‰(パーミル)
平成 26 年度	47,831	410	523	10.9
平成 27 年度	47,728	443	569	11.9
平成 28 年度	46,952	470	604	12.8
伸び率 (Z/X) %	98	106	106	107

※ 1 管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 2 被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

被保護世帯の類型別構成比は、平成 28 年度平均高齢世帯で 53.2% (250 世帯)、傷病・障害者世帯 32.3% (152 世帯)、母子世帯 3.4% (16 世帯)、その他世帯 11.0% (52 世帯) となっており、高齢者世帯が被保護世帯の過半数を占めている。なお、単身世帯の構成比は 80.5% となっている。

以上のとおり、生活保護世帯において高齢世帯及び核家族世帯の割合が非常に多い。

表 1－(2)－イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	伸び率 (Z/X)	
合 計		世帯(世帯)	410	443	470	106
単身世帯	高 齢 者	世帯(世帯)	214	214	232	108
		割合(%)	48.3	48.3	49.4	－
	傷病・障害	世帯(世帯)	115	115	112	97
		割合(%)	25.9	25.9	23.8	－
	そ の 他	世帯(世帯)	29	29	34	117
		割合(%)	6.5	6.5	7.2	－
	小 計	世帯(世帯)	358	358	378	105
		割合(%)	80.8	80.8	80.5	－
2 人以上の世帯	高 齢 者	世帯(世帯)	16	16	18	112
		割合(%)	3.6	3.6	3.8	－
	母 子	世帯(世帯)	14	14	16	114
		割合(%)	3.2	3.2	3.4	－
	傷病・障害	世帯(世帯)	44	44	40	90
		割合(%)	9.9	9.9	8.5	－
	そ の 他	世帯(世帯)	11	11	18	163
		割合(%)	2.4	2.4	3.8	－
	小 計	世帯(世帯)	85	85	92	108
		割合(%)	19.1	19.1	19.5	－

※ 1 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

平成 28 年度の保護開始件数は 78 件であり、平成 26 年(77 件)から平成 27 年には(88 件)と増加したが、再度減少している。一方保護廃止件数については平成 26 年度(52 件)平成 27 年度(54 件)、平成 28 年度(56 件)と増加の一途を辿っている。

表 1－(2)－ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
面接・相談件数(件)	96	118	91
申請件数(件)	87	103	84
開始件数(件)	77	88	78
廃止件数(件)	52	54	56

(3) 実施体制及び訪問活動

平成 26 年度の被保護世帯数 393 世帯、平成 27 年度の被保護世帯数 418 世帯に対して平成 28 年度は 455 世帯と被保護世帯が増加している。その被保護世帯を平成 28 年度は査察指導員 1 名、現業員 7 名で対応している。被保護世帯が増加したことにより、訪問延件数が平成 27 年度計画 1,745 件、実施 2,524 件だったのが、平成 28 年度には計画 2,387 件、実施 3,173 件と増加している状態である。

表 1－(3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被 保 護 世 帯 数 (実数) 4.1 現在 世帯	実施体制(4 月 1 日現在)					訪問活動の状況					
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日数	過地区 去一担 年当員 間の延 数 C	地区担当員 1 人当たりの月間訪問 実績	
		標準 数	現 員	標準 数	現 員							
					専任 面接員	地区 担当員	計 画	実 績 A	実 績 B		A 訪問 ／ C 件数	B 訪問 ／ C 日数
		人	人	人	人	人	件	件	日	人	件	日
26 年度	393	1	1	6	0	6	1,655	2,079	660	72	28.8	9.1
27 年度	418	1	1	6	0	6	1,745	2,524	699	72	35.0	9.7
28 年度	455	1	1	7	0	7	2,387	3,173	708	84	37.7	8.4

(4) 生活保護費の支出状況

平成 27 年度と比較すると、生活扶助費が 13,554,432 円、住宅扶助費が 8,139,232 円、教育扶助費が 1,034,318 円、介護扶助費が 101,977 円、医療扶助費が 69,366 円、葬祭扶助費が 58,606 円、就労自立支援金が 252,080 円、施設事務費が 5,071,105 円増加した。一方で出産扶助費が 6,344 円、生業扶助費が 917,406 円減少した。全体で 27,357,366 円増加となっている。

表 1 - (4) 平成 28 年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	305,133,795	71.09	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	98,819,672	23.02	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	4,254,317	0.99	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	221,366	0.05	介護費・福祉用具費
医療扶助費	4,482,186	1.04	検診料・移送費等
出産扶助費	386,316	0.09	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	2,380,026	0.55	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	2,484,726	0.58	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	418,162,404	97.42	
就労自立給付金	331,761	0.08	就労自立者に対する給付金
施設事務費	10,739,729	2.50	救護施設事務費
合 計	429,233,894	100.00	

2 行旅病人及び行旅死亡人

(1) 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治 32 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

(2) 管内の取扱状況

ア 取扱人員

行旅病人・行旅死亡人については過去 3 年間、対象者が一人も出ていない状況である。

表 2 - (2) - ア 過去 3 年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
行旅病人 (人)	0	0	0
行旅死亡人 (人)	0	0	0

3 中国残留邦人等に対する支援給付

(1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成 20 年 4 月 1 日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

(2) 管内の給付状況

ア 被給付世帯数・人員

被給付世帯及び被給付者については中国残留邦人等対象者が一人も出ていない状況である。

表 3 - (2) - ア 過去 3 年間の被給付世帯・人員の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
世帯数 (世帯)	0	0	0
人 員 (人)	0	0	0

※ 1 福祉行政報告例による年度平均値

イ 支援給付開始及び廃止の状況

作成年度の支援給付の開始、廃止状況については上記の中国残留邦人等が一人も出ていないことから、開始・廃止対象者は一人もいない状況である。

表 3 - (2) - イ 支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区 分		年 度 別 推 移		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開 始	世帯数（世帯）	0	0	0
	人 員（人）	0	0	0
廃 止	世帯数（世帯）	0	0	0
	人 員（人）	0	0	0

(3) 支援給付金の支出状況

支援給付金の支出状況については中国残留邦人等の対象者が管内に一人もいないことから、平成 26 年度と変わらず、生活支援給付金の支出が無い状況となっている。

表 3 - (3) 平成 28 年度支援給付金の支出状況

区 分	支 出 額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活支援給付	0	0	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	0	0	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	0	0	介護費・福祉用具費
医療支援給付	0	0	検診料・移送費等
出産支援給付	0	0	分娩料・衛生材料費
生業支援給付	0	0	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	0	0	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	0	0	特定配偶者に支援給付に加え支給
合 計	0	0	

4 生活困窮者住居確保給付金

(1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

生活困窮者住居確保給付金給付世帯については、平成 25 年に 1 件、平成 26 年に 1 件、平成 27 年に 1 件と変わらず推移している状況である。

表 4－(2)－ア 過去 3 年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
世帯数（世帯）	1	1	0

※ 1 平成 26 年度は「住宅支援給付事業」